



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和6年7月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D014(11)を次のように改正する。
  - (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗  $\beta_2$ グリコプロテインIIgG抗体、抗  $\beta_2$ グリコプロテインIIgM抗体
    - ア 「30」の抗カルジオリピン I g M抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、E L I S A法、C L I A法又はF I A法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
    - イ 「30」の抗  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g G 抗体は、抗リン脂質抗体症候群 の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により 実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り 算定する。
    - ウ 「30」の抗  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g M抗体は、抗リン脂質抗体症候群 の診断を目的として、C L E I A法、C L I A法又はF I A法により実施し

た場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗  $\beta_2$  グリコプロテイン I I g G 抗体及び抗  $\beta_2$  グリコプロテイン I I g M 抗 体を併せて実施した場合は、主たるもの 3 つに限り算定する。

抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D000~D013 (略) D000~D013 (略) D014 自己抗体検査 D014 自己抗体検査 (1)~(10) (略) (1)~(10) (略) (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンI (11) 抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I gM抗体、抗  $\beta_2$ グリコプロテイン IIgG抗体、抗 gM抗体、抗 β<sub>2</sub>グリコプロテイン I I gG抗体、抗  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g M抗体  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g M抗体 ア 「30」の抗カルジオリピン I g M抗体は、抗リン ア 「30」の抗カルジオリピン I g M抗体は、抗リン 脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、 脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法 CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一 又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療 連の治療につき2回に限り算定する。 につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g G 抗体は、 イ 「30」の抗  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g G 抗体は、 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE IA法又はCLIA法により実施した場合に、一連 IA法、CLIA法又はFIA法により実施した場 合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗  $β_2$ グリコプロテイン I I g M抗体は、 ウ 「30」の抗  $\beta_2$ グリコプロテイン I I g M抗体は、 IA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗  $\beta$  2 グリコプロテイン I I g G 抗体及び抗  $\beta$  2 グリコプロテイン I I g M 抗体を併せて実施した場合は、主たるもの 3 つに限り算定する。

 $(12) \sim (30)$  (略)

D015~D025 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第14部 (略)

第3章 (略)

IA法又はCLIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗  $\beta_2$  グリコプロテイン I I g G 抗体及び抗  $\beta_2$  グリコプロテイン I I g M 抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(12)~(30) (略)

D015~D025 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第14部 (略)

第3章 (略)